

日薬業発第 284 号  
令和 5 年 11 月 20 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会  
副会長 安部 好弘

### 水銀血圧計等の回収促進に向けた周知への御協力について（依頼）

標記について、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課より別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

水銀廃棄物については、平成 29 年 8 月に水銀に関する水俣条約が発効し、環境上適正な方法で管理することが規定されました。環境省では、平成 26 年度より医療機関等における水銀血圧計等の回収を支援する事業（以下、回収促進事業）を実施しており、本会では都道府県薬剤師会および地域薬剤師会のご協力の下、水銀血圧計等の回収に協力し、これまで多くの実績を挙げました。

本年度も環境省では回収促進を図っており、水銀血圧計等の回収全般に関する問合せ窓口を設置しております。

つきましては、貴会での取組み等についてご高配を賜りますとともに、本年度中に回収事業等をご検討又は実施中の場合には、同省から委託を受けた窓口をご活用いただきますようお願いいたします。

事務連絡  
令和5年11月8日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物規制課

### 水銀血圧計等の回収促進に向けた周知への御協力について（依頼）

平素より、産業廃棄物行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

平成29年8月に水銀に関する水俣条約が発効し、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に取り組むことにより、水銀の人為的な排出を削減し、地球的規模の水銀汚染の防止を目指すこととしており、廃棄の段階においては、水銀廃棄物を環境上適正な方法で管理することとされています。

環境省では、水銀血圧計等の回収促進を図るため、平成26年度より医療機関等における水銀血圧計等の回収を支援するための事業を実施しており、今年度も引き続き、水銀血圧計等の回収促進を図っています。

つきましては、水銀血圧計等の回収促進について、別添資料をお送りしますので、貴会会員に周知してくださるようお願いします。

なお、本通知に関する問合せ及び水銀血圧計等の回収全般に関する問合せについては、下記のとおり環境省の「令和5年度水銀血圧計等回収促進業務」の請負者である株式会社リーテムに御連絡くださるようお願いします。

御理解、御協力の程よろしくお願いします。

記

#### ○問合せ先

請負者：株式会社リーテム

担当：サステイナビリティ・ソリューション部 菅間、伊藤、柳

電話：03-3258-8586

対応期間：令和6年3月29日まで

※ 株式会社リーテムは、水銀血圧計等（廃棄物）の回収・処分を請け負うものではありませんので、御留意ください。

以上

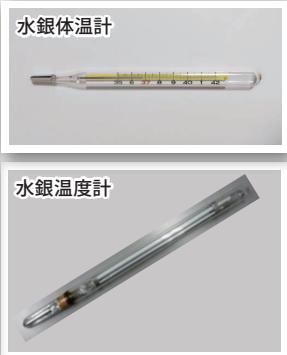
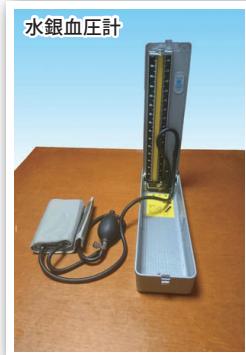
# 水銀血圧計等の回収促進事業

## はじめに

H25.10月に熊本市・水俣市で開催された外交会議において水銀に関する水俣条約が採択・署名されました。

### ポイント

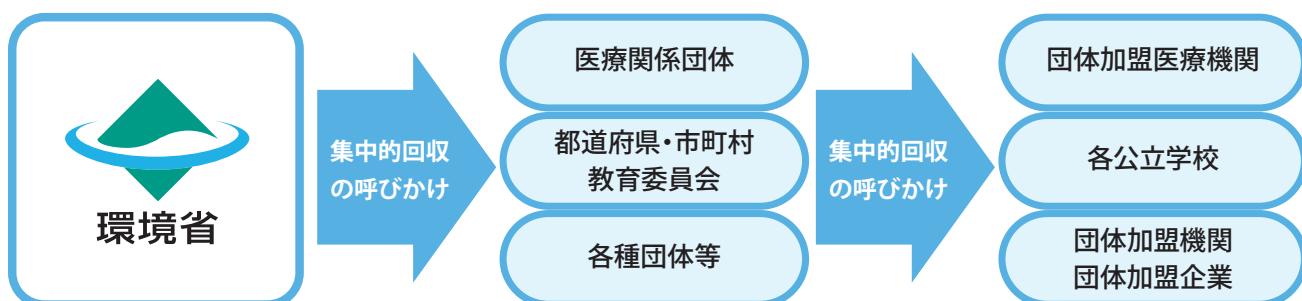
- 水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に取り組むことにより水銀の人為的な排出を削減し、地球的規模の水銀汚染の防止を目指すもの。
- 廃棄の段階では、環境上適正な方法で水銀廃棄物を管理。
- 現在使用・保管されている水銀血圧計等は、液体の金属水銀を含有していることから、その取扱いには注意が必要。
- 将来的な不適正処理(災害時の紛失等を含む)のリスクを低減するため、短期間に集中的に回収・処分していく事が望ましいとされている。



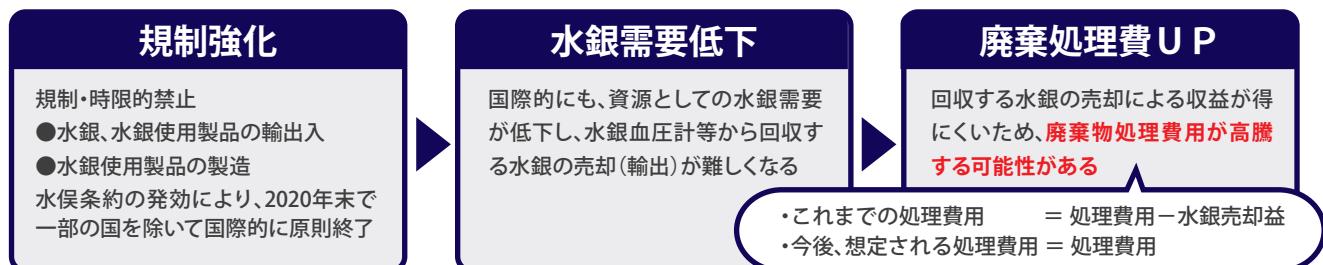
※封入されている液体が赤色の温度計には、水銀は含まれておりません。

## 回収促進事業の取組について(啓発事業)

本事業では、医療機関、都道府県、市長村、教育機関などに退蔵されている水銀血圧計等の集中的な回収を促進するため、関係機関に対し啓発を行っています。



### 【参考】短期間に集中的に回収・処分することによるコストメリットイメージ



# 回収促進事業の取組について(その他)

本事業では、啓発事業のほか、以下のような取組も行っています。

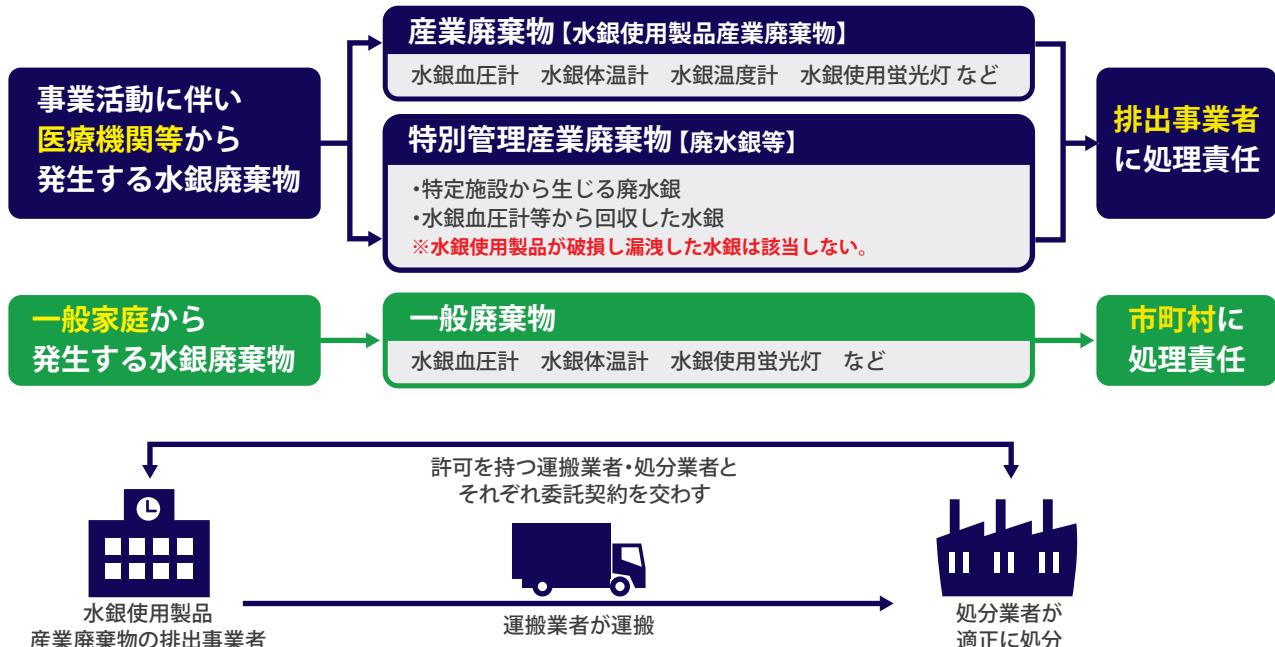
回収マニュアル	医療機関に退藏されている水銀血圧計等回収マニュアルを策定
モデル事業	自治体と連携してモデル事業を実施
アンケート調査	医師会、教育委員会、私立学校に対して廃棄量等のアンケートを実施
リーフレット・事例集	教育機関向けのリーフレットと事例集を作成して啓発を実施

## 水銀血圧計等の適正処理にご協力ください!

事業で使用した水銀血圧計等は、「水銀使用製品産業廃棄物」となります。  
排出した事業者は、適正に処理をしなければなりません。

廃棄物処理法では『水銀もしくはその化合物が使されている製品が産業廃棄物となったものであって、法令に定められている水銀使用製品』を水銀使用製品産業廃棄物と定義されています。

事業活動に伴い医療機関等から発生する水銀血圧計や水銀温度計、水銀体温計などは、水銀使用製品産業廃棄物に分類されています。



収集運搬業者・処分業者については、産廃情報ネットの「さんぱいくん」(処理業者検索サイト)や「優良さんぱいナビ」(優良認定業者検索サイト)などを活用し、選定することができます。



## 参考

環境省では、今後水銀使用製品の廃棄を行っていく事業者の参考になるよう、「水銀廃棄物関係」の情報をまとめています。詳しくは公表Webページをご覧ください。



### 【水銀廃棄物全般に関する問合せ先】



環境再生・資源循環局廃棄物規制課

TEL 03-5501-3157

### 【水銀血圧計等の回収全般に関する問合せ先】

株式会社リーテム (令和5年度環境省業務請負者)

担当：柳・本間・菅間

TEL 03-3258-8586

suigin@re-tem.com

令和5年10月発行